

感染性疾患に関する意見書

スマイルピース保育学園 様

園児氏名 _____

病 名 _____

【登園停止期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

【登園可能日】

令和 年 月 日

より登園してさしつかえないことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 _____ (印)

伝染病と登園停止の期間の基準について

- インフルエンザ : 解熱した後 2 日を経過するまで
- 百日咳 : 特有の咳が消失するまで
- 麻疹 (はしか) : 解熱した後 3 日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) : 耳下腺の腫れが消失するまで
- 風疹 (三日ばしか) : すべての発疹が消えるまで (色素沈着を除く)
- 水痘 (みずぼうそう) : すべての水疱がかさぶたになるまで
- 咽頭結膜熱 (プール熱) : 主要な症状が消えた後 2 日を経過するまで
- 流行性角結膜炎 (はやり目) : 医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで
- 急性出血性結膜炎 : 医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで
- 溶蓮菌感染症 : 抗生物質治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ
- 手足口病 ・ ヘルパンギーナ : 全身状態が安定したもの
- 伝染性紅斑 (りんご病) : 発疹のみで全身状態が良いもの
- 新型コロナウイルス感染症 : 医師が登園を認めたとき
- その他 : 医師が登園を認めたとき

* 流行性嘔吐下痢症

* マイコプラズマ肺炎

* 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など)

* 結核

※その他の伝染病

第一種伝染病は、治癒するまで